

第八十五号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百七十七条の四」を「第四百七十七条の五」に改める。

第二条第一項第十六号中「、指定障害児通所支援基準条例第六十条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第六条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第十条第三項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対し指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条に次の一項を加える。

5 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十九条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第四十五条第二項ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十条第二項中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削り、同条第三項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十四条第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「、適切な方法により」を加え、「行い」を「行うとともに」、当該利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者に」を「利用者及び当該利用者に」に改め、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「とともに」を「ほか」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第五十四条に次の一項を加える。

11 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第六十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第七十八条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第一百五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に

配慮しなければならない。

第百十八条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第百二十一条中「第十二条」を「第十条第五項、第十二条」に改める。

第百四十一条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第百四十七条中「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第百四十七条の四を第百四十七条の五とし、第百四十七条の三を第百四十七条の四とし、第百四十七条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第百四十七条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

第百四十八条中「基準該当障害福祉サービス（」の下に「第百四十八条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加える。

第百四十八条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第百四十八条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けるこ

とが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスに関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

第二百五十七条及び第七十条中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第八十八条中「第四百五条」の下に「、第七十八条第六項」を、「準用する前条」との下に「、第七十八条第六項中「賃金及び工賃」とあるのは「第八十七条第一項の工賃」と」を加える。

第九十二条中「第四百五条」の下に「、第七十八条第六項」を加え、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、「準用する前条」との下に「、第七十八条第六項中「賃金及び工賃」とあるのは「第九十一条第一項の工賃」と」を加える。

第九十二条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十二条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させた」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「指定障害福祉サービス事業者」の下に「であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」を加える。

第九十二条の十二中「第九項」を「第十項」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第九十二条の十七を次のように改める。

第九十二条の十七 削除

第九十二条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十二条の二十中「第九項まで」を「第十項まで」に、「第四項」を「第五項」に、「第六項」を「第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十三条中「並びに」を「及び」に、「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十六条の二中「第八項」を「第九項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、当該利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に当該利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。第九十七条の三第三項中「適切な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十七条の六中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十七条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第九十七条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに区市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第九十九条の十において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね

一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。  
第九十八条の四に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第一項の協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第九十九条中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第九十九条の二中「入浴、排せつ、食事」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の十の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービスマイル支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマイル支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマイル支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービスマイル支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービスマイル支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第九十九条の十一中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第九十九条の十二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われ

る居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十九条の二十二中「第九項」を「第十項」に、「第七十三条から第七十五条まで」を「第七十四条、第七十五条」に、「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改める。

第二百条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定障害児通所支援基準条例第六十一条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百五条中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百六条第二項ただし書中「他の職務」の下に「又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務」を加える。

第二百八条第一項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第二百九条第一項中「第四百七十七条の四」を「第四百七十七条の五」に改める。

附則第五条中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第二条 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第六節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準（第五十八条―第五十九条）」を

「第六節 基準該当自立訓練（生活訓練）に関する基準（第五十八条―第五十九条）」を

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第五十九条の二）

第二節 人員に関する基準（第五十九条の三・第五十九条の四）

第三節 設備に関する基準（第五十九条の五）

第四節 運営に関する基準（第五十九条の六―第五十九条の九）

第二条第一項第二号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

に改める。

」



第三条第一項中「及び第七章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

## 第九章の二 就労選択支援

### 第一節 基本方針

(基本方針)

第百五十九条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、省令第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第百五十九条の三 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所ごとに、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を規則で定める基準により置かなければならない。

(準用)

第百五十九条の四 第五十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

(準用)

第百五十九条の五 第八十一条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百五十九条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第百五十九条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに省令第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び区市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第百五十九条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するように努めなければならない。

(準用)

第百五十九条の九 第十二条の二から第二十四条まで、第二十七条、第三十二条、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十三条、第五十六条、第六十二条、第六十三条、第六十九条、第七十三条から第七十五条(第二項第一号を除く。)まで、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第八十七条から第九十二条まで、第百四十四条、第百五十五条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二十四条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百五十九条の九において準用する第百四十四条第一項」と、第二十七条第二項中「第二十五条第二項」とあるのは「第百五十九条の九において準用する第百四十四条第二項」と、第六十二条第一項中「療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十五条第二項第二号中「第五十八条第一項」とあるのは「第百五十九条の九において準用する第二十三条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百五十九条の九において準用する第八十九条」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第百五十九条の九」と、第八十二条中「第九十二条第一項」とあるのは「第百五十九条の九において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百五十九条の九において準用する前条」と、第百五十五条の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。以下この項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十九條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十三條中「及び第四百五條」を「、第四百五條及び第六十九條の二」に改める。  
第八十八條及び第九十二條中「第四百五條」の下に「、第六十九條の二」を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に規定する日から施行する。

##### (経過措置)

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九十七條の七（改正後の条例第九十九條の二）において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第九十九條の十の規定の適用については、改正後の条例第九十七條の七第二項及び第三項並びに第九十九條の十第二項及び第三項中「設けなければならない」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、改正後の条例第九十七條の七第四項及び第九十九條の十第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

##### (提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第三号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚

生労働省令第七十一号)の改正に伴い、障害者の意思決定支援の推進に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。

第八 十 五号議案

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例